

京都府指定道路図（GIS）閲覧に係る注意事項について

京都府指定道路図（GIS）（以下「道路地図」という。）を利用される方は、次の注意事項を御確認いただき、同意していただくことが必要です。道路地図を利用された方は本注意事項に同意したものとみなします。何らかの理由により本注意事項に同意できない場合は、道路地図を御利用いただくことができません。

＜注意事項＞

- ・ この道路地図は、京都府（京都市及び宇治市を除く）が建築基準法第42条及び建築基準法施行細則第附則第3項の規定に基づき指定した次の道路等の位置を表示しています。（建築基準法上の全ての種類の道路を表示したものではありません。）
 - 4号道路（建築基準法第42条第1項第4号）
(ただし、令和6年12月末までに指定したものに限る。)
 - 5号道路（建築基準法第42条第1項第5号）
(ただし、令和6年12月末までに指定したものに限る。なお、道路の形状が明確でない等の理由で一部未登載のものがあります。)
 - 2項道路（建築基準法第42条第2項）
(ただし、閲覧準備が整った一部の路線に限る。)
 - 京都府特定通路（建築基準法施行細則附則第3項）
(ただし、令和6年12月末までに指定したものに限る。)
- ・ 一般地図及び航空写真等でも御覧いただけますが、地形図を優先して御覧ください。
- ・ 道路地図の表示位置は、指定時点の大まかな位置を示したものですので、現況との誤差を含む場合があります。詳細な指定区域等については所管土木事務所の窓口で御確認ください。
- ・ 必ず、現場を御確認いただき、現場と道路地図の内容に相違がある場合、疑義等がある場合は所管土木事務所の窓口にて内容を確認してください。
- ・ この道路地図に関するご質問等は窓口にてお願いします。電話、FAX、メール等でのお問い合わせについては、お答えできかねます。
- ・ この道路地図は指定道路の追加及び廃止等により適宜見直しを行いますので、最新の情報は窓口にてご確認ください。
- ・ 閲覧される情報は無断で複製、転用することを堅く禁止します。

※ 上記の他、『京都府・市町村共同統合型地理情報システム（G I S）利用規約』を必ず御確認ください。